

朝日新聞記事の誤報！



市議会全員協議会で松原のりかず報告

- 朝日新聞11月18日朝刊に「家賃支出返さぬ 浅野・岐阜市議の政活費」なる記事を掲載。文中に松原のりかず に関する記事を『契約書は期限が切れており、松原氏は「新しい契約書に自分で判子を押していないままだった」と釈明した。』と誤報。11月24日、全協で松原のりかず報告説明。
- 18日早朝、松原のりかず は、朝日新聞記者に直ちに抗議。記事掲載前に、借地借家法第26条の第1項を確認したか質問。結果、記者は同法を確認しないまま記事を掲載した事が明らかに。
- 同法第26条「建物の賃貸借について期間の定めがある場合において（松原はこのケース）・・・更新をしない旨の通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。」と規定。つまり、現在も松原のりかず事務所の契約は適法。
- 朝日新聞記事「期限が切れており」の表現は誤り。第26条の「その期間は、定めがないものとする。」とあり、大家さんも松原も契約変更の意思を示していませんので「更新したものとみなす。」との条文が適用されている。
- 同法について、18日朝、杉山議長に条文を添えて説明。市会事務局総務課長にも説明。課長には借地借家法第26条を事務局管理職に配付し、説明を行なうように要請。同日開会の市議会幹事長会議で若干の経過と、新聞記者への対応時の「事務局の法的研修」を要請。
- 事務所の大家さんは、逝去されましたが、娘さんが相続されました。法的に契約行為も相続されており、現在も適法です。「新しい契約書の準備」は娘さんの名前の新契約書作成を予定していたものです。現在の契約の「適法」に変わりはありません。
- 朝日と岐阜新聞が、「報告説明」を「釈明」と記載。これは不適切な表現。